

3月7日の本会議において、福祉教育委員会に付託を受けました議案第8号から議案第11号及び第31号)の5議案について、3月17日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第8号 湖南省家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、関連して第10号 湖南省特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明があり、栄養士または管理栄養士でも可能となることで給食の質が落ちるのではないかとという質疑に対して、市としてはそういったことはないと考えているとの答弁でした。また、代替保育の確保ということで連携施設とあるがどのような施設を指すのかという質疑に対し、第8号の対象となる家庭的保育事業の施設は昨年4月から湖南省では該当する施設はありません。連携園とは、0・1・2歳を保育する際にも成長の過程において他の年齢との関わりが少なくなならないように5歳児まで保育しているこども園・保育園と連携していくようにとの意味です。湖南省では今も連携していただいています、との答弁でした。

議案第9号 湖南省学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑はありませんでした。

第11号 湖南省地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、4圏域において職員数が変わってくることで、スタッフの負担やサービスの低下につながるのか、非常勤の方が増えることで引継ぎ等労力が増すのではないかとという質疑に対し、今回の改正は、人手不足等が生じた際の非常的な対応を示しています。横の繋がりも今できていますし、市からの後方支援もしております。情報共有を更に密にすることでカバーし合っていきたいと考えています、との答弁でした。

第31号第3期湖南省教育振興基本計画の策定について、寄せられたパブリックコメントの数を増やしたり政策への反映率を高めたりするにはどうしていくのかという質疑に対して、広く市民の方の意見を聞く場としてとらえており計画自体の文言にはないかもしれませんが、貴重なご意見として受け止めてどういうふうに取り入れていけるのか等議論していく必要があると思います。広報誌やHPだけでなくSNS等の活用も探りながら今後展開していきたいと考えます、との答弁でした。闇バイトや詐欺などの犯罪で中学生が加害者になるなどの現在の環境で、情報リテラシー教育の取り組みはどの質疑に対し、タブレットやスマホの使い方について子どもだけでなく保護者もともに学べる場を作っていきます。また、発達段階に応じて具体例を通しながら情報発信には責任が伴

うことなどが身につくように学習していきます、との答弁でした。図書館のデジタルアーカイブをどのようにとらえているかとの質疑に対して、市史や祭りだけでなく人々の暮らしといったところでもアーカイブが必要だと考えていますが、今後検討していきたいと考えています、との答弁でした。

以上が質疑の概要であります。議案第11号について、直ちに湖南省において状況の変化があるわけではないという説明だが配置する職種や人員を減らすことで負担増大につながる懸念があり、常勤換算によるところの実質的な人員不足も否めなくなる。そういうところからセンターごとのサービスの格差を起しかねないと反対討論がありました。対して賛成討論はありませんでした。議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第31号に対する討論はありませんでした。その後、採決を行いました。

その結果、議案第8号、議案第9号、議案第10号、第31号については、いずれも全員賛成をもって原案どおり可決すべきものと決定し、議案第11号については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定しました。